

村のようす

(51年8月1日現在)

世帯数 1,449戸 (± 0)
 人口 7,269人 (+11)
 男 3,555人 (± 0)
 女 3,714人 (+11)

広報 たまかわ

編集・発行

福島県石川郡
 玉川村役場企画課

印刷所

須賀川市加治町8-6
 (有) 円谷印刷



夏休み

夏休みは子どもたちによって、一年中で一番長い休み、そこで、海へ山へと楽しい計画がいっぱいですね。

このごろでは、一般の会社や工場でも夏期休暇として、三日から一週間位の休みを与えているところが多くなったようです。せっかくの休みを子どもに引かれて、海へ、山へとお父さん、お母さんもお苦労なことです。

家族で行く海、山も楽しいものですが、子どもたちにとってもっと楽しいのは、友だちが同じナベのメシを食うキャンプではないでしょうか。

まして中学三年生となり、義務教育最後の夏休みともなればなおさらのことです。

須釜中学校の三年生も、七月二十一日・二・三の三日間、猪苗代湖畔で楽しいキャンプ生活をしました。

猪苗代湖畔でキャンプする須釜中の三年生

(写真提供、須釜中 中岡先生)

国民年金制度が改正されました

国民年金法が改正され、拠出年金、福祉年金ともに、老齢年金をはじめとする各種年金額が次の表のように引き上げられます。

このほか、拠出年金については次のような改正が行われます。

一、障害年金に遺児年金の通算制度実施

他の公的年金から国民年金へ移ってきた人が、その直後に障害者となったり、死亡したとき、以前加入していた公的年金の期間を含めて、保険料納付期間が一年以上あり、かつ直近の一年間に保険料の滞納や免除がなければ、国民年金から障害年金や遺児年金が支給されます。

二、障害年金の廃疾認定日の繰上げ
この廃疾認定日とは、障害年金の受給権があるかどうかを判断する基準となる日のことです。内部疾患については従来初診日から三年目を廃疾認定日としていたものを、今回からは初診日から一年六ヶ月目に短縮されました。

三、母子、準母子、遺児年金の第二子の加算額の引上げ
従来月額八百円であったものを二千円に引上げられます。ただし、第三子以降は一人につき八百円です。
四、死亡一時金の増額
保険料納付済期間が三年以上二十年未満の場合、二万三千円に引上げられます。
五、保険料の引上げ
保険料は、現行の月額千四百円が、五十二年四月から二千二百円に改められます。福祉年金についても次のよう

うな改正が行われます。
一、母子、準母子福祉年金の加算額の引上げ
子、孫、弟妹などの年齢制限の緩和
これは、従来、義務教育終了前でしたが、これを三年計げ、第三子以降は八百円で画で十八才未満にまでのぼし

ます。
二、母子、準母子福祉年金の加算額の引上げ
拠出年金と同様に、第二子について月額二千円に引上げ、第三子以降は八百円で

改正された拠出年金の額 (9月分から)

年 金 種 別	年 金 額	月 額
老 齡 年 金	特 例 { (10年納付)	246,000 ^円
	(5年納付)	20,500 ^円
	一 般 { (25年納付)	186,000
	(40年納付)	15,000
	一 般 と { (25年納付)	390,000
	附加年金 (40年納付)	32,500
障 害 年 金	1 級	624,000
	2 級	52,000
母 子 年 金	子1人のとき	450,000
準 母 子 年 金	弟妹、孫など1人のとき	37,500
遺 児 年 金	遺児1人のとき	720,000
寡 婦 年 金	夫が25年完納で死亡した時	60,000
夫の受ける老齢年金の半額		

○母子、準母子、遺児各年金の子等の加算額は、
第2子のみ月2,000円 第3子以降は月800円

改正された福祉年金の額 (10月分から)

年 金 種 別	年 金 額	月 額
老 齡 福 祉 年 金	明治44年4月1日までの 出生者で70才以上	162,000 ^円
障 害 福 祉 年 金	1 級	13,500 ^円
	2 級	20,300
母 子 福 祉 年 金	子1人のとき	162,000
準 母 子 福 祉 年 金	弟妹、孫など1人のとき	17,600
		211,200
		17,600

魔の交差点に

信号機

昨年、二件の死亡事故が発生し、ドライバー、歩行者から魔の交差点としておそれられている南須釜の「北ノ宿交差点」に、待望の信号機が設置されることになり、現在工事が進められています。
この広報が皆さんのお手もとに届くころには、赤、黄、青の信号が色あざやかに輝いていると思いますが、この信

号機は自動式で、しかも東部地区ではじめての信号機でもあり、信号機に慣れない歩行者が多いと思われるので、信号の見かたを家庭で話し合っ、正しい横断のしかたを身につけましょう。
また、運転者も信号が青でも十分注意して運転いたしましょう。



▲ 雨の中工事を急ぐ

高校生の

非行化を防止しよう

高校生も七月二十一日から夏休みに入り、夏休み中に勉強に力を入れる高校生、また身体をより一層鍛練しようとする運動に活躍する高校生と、それぞれ目的に向かって活動しています。

しかし一方では、規律正しかった学校生活から解放されて、非行化の第一歩を踏出さないとも限りません。

当村にも、県南高等学校保護委員連絡協議会から委嘱され、高校生の補導にあたる保

護委員が四十二名おります。

保護者の方々も、日頃子どもたちを非行化、あるいは交通事故から守るため、子どもたちと話し合って、高校生が明朗で健全な校外生活ができるようご協力ください。

非行化の第一歩は、夜遊び

からが多いようですが、夏の夜の寝苦しさから、つい夜遊びをしがちになりますから注意しましょう。

とくに、最近の傾向として次のようなことが多く発生しています。

- 一、交通事故
とくに自転車による事故が多い
- 二、バイク等による名もない

二、バイク等による名もない



小高分団 惜しくも三位

ポンプ操法競技会

第二十二回消防ポンプ操法競技会石川地区大会は、七月八日浅川町の町民グラウンドで開催されました。

この大会には、ポンプ車の部に小高分団、小型ポンプの部に蒜生分団がわが村の消防団を代表して出場いたしました。惜しくも少差で、小高分団が三位、蒜生分団が四位

で行なわれる県大会に出場します。

▲炎天下でがんばる
小高分団

古文書解読の講座生を募集します

初心者を対象に古文書の解読講座を次のとおり開きますので希望者は申込みください。

記

1 内容 古文書の解読と郷土史の研究

2 講師 岩谷浩光先生外

3 期間 9月から来年3月まで
毎月2回

4 会場 玉川村就業改善センター

5 申込先 玉川村公民館

6 〆切 8月末日まで

7 主催 玉川村公民館

(詳しいことは玉川村公民館へどろぞ)



グループの暴走
三、薬物乱用(シンナー、ボンド等)

四、深夜の自動車、バイクの使用
五、喫煙・万引

このように五つほどあげられます。当村からはこのようなことのないようお互に協力

いたしましょう。
不審な行動を
見たら一声かける
運動の推進

(県南高等学校保護委員連絡協議会玉川方部会より)

和牛飼育管理共進会

これは、当地方肉用牛発展のため、県の家畜導入事業により導入された六十頭を対象に開いたもので、当日五十一頭が出場し、厳正な審査の結果、次の方々の管理牛がそれぞれ入賞しました。

一	等
小	針隆吉
二	檨枝義



一等 我妻二三
(グラントチャンピオン)

二 等	有賀文夫	塩沢忠一	渡辺哲夫	渡辺哲夫	塩沢清徳	大越四郎	関根辰雄	真野日道徳	関根正夫	我妻勝雄	須田莊助	大木正一	近内茂	榊枝一美	第二部(四十九年生れ)	一 等	我妻二三	(グランドチャンピオン)	一 等	塩沢一郎	大木武義	塩沢一郎	塩沢勝	関根義美	塩沢重一	小針欣吾	草野義信	瀬谷武義	小針欣吾	我妻貞一	大越一二	榊枝金重	草野義信	鈴木四郎
二 等	有賀文夫	塩沢忠一	渡辺哲夫	渡辺哲夫	塩沢清徳	大越四郎	関根辰雄	真野日道徳	関根正夫	我妻勝雄	須田莊助	大木正一	近内茂	榊枝一美		一 等	我妻二三	(グランドチャンピオン)	一 等	塩沢一郎	大木武義	塩沢一郎	塩沢勝	関根義美	塩沢重一	小針欣吾	草野義信	瀬谷武義	小針欣吾	我妻貞一	大越一二	榊枝金重	草野義信	鈴木四郎

今や自動車は、汽車やバス
とならんで、私たちの交通の
足となっています。

そこで、自動車を持った場合の税金についてみますと、
国税として、物品税、自動車重量税、
地方税として、自動車税、
自動車取得税、軽自動車税があります。



また、自動車の燃料にかかる税金には、国税である揮発油税、地方道路路税、石油ガス税と地方税である軽油引取税があります。



重量七五〇キロ、一二〇〇C
Cクラスのものを取得したと
きにかかる税金をひろって、
その税額や税率をみますと次
のとおりです。

▽物品税（国税）出荷価格の

▽自動車重量税（国税）二万

五千二百円

五百円

▽自動車取得税（県税）取得
価格の五パーセント

受けよう 結核健康診断

今年も皆さんの健康を守る 民結核健康診断を実施します
ため、左の表のとおり一般住 ので、一人残らず受診され、

レントゲン撮影日程

小高、蒜生、南須釜（青井沢、小半弓を除く）は実施済

月 日	曜日	地 域	時 間	場 所
八月一七日	火	吉	午前九時三十分～午前十一時	吉公民館前
一八日	水	北須釜	午前九時三十分～午後二時	須釜児童館前
一九日	木	竜崎	午前九時三十分～午後二時	竜崎公民館前
二十日	金	中	午前九時三十分～午後二時	母子健康センター
九月一三日	月	岩法寺	午前九時三十分～午後二時	岩法寺公民館前
一四日	火	川辺	午前九時三十分～午後二時	川辺公民館前
一六日	木	山小屋	午前九時三十分～午前十一時	山小屋公民館前
一七日	金	青井沢・小平弓	午後一時～午後二時三十分	石井貞二宅前
	四	辻	午前九時三十分～午前十一時	石井菊夫宅前



きれいになったカーブミラー

南須釜青年団が奉仕



南須釜青年団（団長阿部金四郎）では、去る六月二十七日に団員二十三名で、地区内にあるカーブミラーの清掃を行いました。

今まで一回もそうじされたことのないカーブミラーは、ほこりがついて見にくく、ドライバー泣かせでしたが、これでよく見えるようになりました。南須釜青年団では、年に一回カーブミラーの清掃を事業として実施することにしており、こうした善意に報いるためにも、常に安全運転を心がけたいものです。

▲カーブミラーをそうじする南須釜青年団員

納期のおしらせ

村税・保険料

八月の

▽村民税 第二期

▽国民年金保険料 第二期

納期限は八月二十五日、忘れず納めましょう。

補遺「真弓作左衛門斬殺頭末記」
血染の小川

小高 岩谷 浩 光

労役に服して

五人の一行は、さしずどおり須賀川宿駅におもむき、継立役藤井某（名不詳）のさしずを受けることになっていた。

五人の姿を見た藤井は、「お前たちは、これから東都に引き揚げる官軍の軍需物資運搬の労役に服してもらうわけである。須賀川から、西白河郡踏瀬の宿駅までの区間である。くれぐれも気をつけて役目を果たすように」とのさしずであった。

踏瀬目ざして

五人は、それぞれ運搬荷物の割当てを受けて須賀川を出立、一路南へと歩き始めた。

十一月三日と言えば秋まさにたけなわの頃に、街道筋は紅葉した山野が目につく、徒歩にはちょうどよい気候であった。

延々と続く長蛇の行列、鶴ヶ城をやっつけて意気満々に天を抜く官軍勢は、人馬に荷物を託して尻たたき

に忙しそうであった。

やがて矢吹を過ぎた頃、作左衛門は足に痛みを感じるようになった。しかし、重たい荷物を背負った行軍のつらさは他の者も同様であった。

踏瀬の宿駅まではまだ道のりがある。作左衛門は痛む足を引かずしてこらえにこらえながらの行軍を続けた、歯を食いしばり、額に汗を流しながらなおがんばり続けた。坂道を上り下りして、矢吹と泉崎の村境にあたるあたりは、街道の両側に松並木がたち並び、松風の音も心地よくきこえるところである。

村境を過ぎると道はダラダラの下り坂となり、踏瀬部落の家並が目に入ってくる。しかし、足の痛みはついに最悪の状態に追い込まれてしまった。

ほかの四人は、作左衛門のあまりの難渋ぶりを見かねていろいろと相談した結果、作左衛門が背負っている荷物を四人でわけあって目的地まで運ぶことになった。

作左衛門は、坂を下りきった小川のはとりにある、菓物店の店先でしばらく休むこと

にした、そして四人が任務を終えて帰って来るまで一休みしていることになった。

この菓物店は、継立所までに約三町（三百メートル余り）ほど手前の場所であった。

暴徒現われる

突然、勢いこんだ一人の壮士が腰に三尺の刀をさし、銃を手にして顔面に怒気をみなぎらせ、大声をはりあげながら「それがし（自分）が使っていた運搬人夫が途中から逃げ去ってしまった。たしかにこの家にかくれているに違いない、さがし出して銃殺にしよう」と叫びながら、店先に休んでいた作左衛門を見つけたからたまらない。すぐさま作左衛門に言いがかりをつけて食ってかかってきた。

そして、「お前は、それがし（自分）の荷物を何の理由もなく、途中に投げすてて逃げ去るとは何事だ、不屈者め、不らち千万だ」と悪口雑言をあげせかけてきた。

先ほどから足の痛みにあたえかねて一休みしている作左衛門にとっては、全く身に覚えのない言いがかりをつけられたわけである。

(次号に続く)



